

令和3年度 知北霊園墓地使用者募集のご案内（1次募集）

この内容を必ずよくお読みいただき、墓地の使用条件等をご承知の上でお申し込みください。

なお、墓地の区画は抽選により決定することとなっておりますのでご注意ください。

1 受付期間

令和3年5月12日（水）から令和3年5月21日（金）まで

2 受付場所

大府市桜木町五丁目118番地 知北平和公園組合管理事務所

3 必要書類

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 知北霊園墓地使用許可申請書 | 1通 |
| (2) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し(全記載で3ヵ月以内のもの) | 1通 |
| (3) 火葬許可証又はこれに準ずる書類（コピー不可） | 1通 |
| (4) 申請者が死亡者の親族であることを証明する戸籍の謄本又は抄本 | 1通 |

4 申し込み方法

受付期間内に必要書類をすべて揃え、申請者本人または家族の方が受付場所までお越しください。

5 申込者の資格と条件

次の要件のすべてに該当する方のみ、1世帯につき1区画に限り申し込みことができます。

- (1) 令和3年1月1日以前から引き続き東海市、大府市、東浦町のいずれかに住所を有する方（住民登録が、令和3年1月1日以前に済んでいること。）
- (2) 知北霊園の使用権を既に取得していない方
- (3) 使用する墓地を適正に管理できる方
- (4) 親族の遺骨を自宅等で保管されている方（他の墓地や納骨堂に埋蔵されている遺骨を改葬又は分骨される場合は、7月中旬に行う予定の2次募集に限り申し込みできます。）

6 墓地区画及び使用料

ブロック名	区画番号	区画数	面積	永代使用料・維持管理料
G2ブロック	別図のとおり	10	4.0 m ²	永代使用料 600,000円 維持管理料(年額) 3,300円
K1ブロック	別図のとおり	20	3.2 m ²	永代使用料 480,000円 維持管理料(年額) 3,300円

墓地の使用許可の日が年度途中となる令和3年度分の維持管理料についても、1年間分の維持管理料（3,300円）の納付が必要です。

令和4年度以降の維持管理料は毎年4月末日までに納付していただきます。

なお、令和4年度以降の維持管理料は1年分納付か5年分納付のいずれかを選択することができます。

7 申し込みが無効となる場合

次の場合は申し込みが無効となります。

- (1) 知北霊園墓地の使用権を既に取得している世帯による申し込み
- (2) 記載事項等が事実と異なるなどの不正な申し込み

8 抽選及び墓地使用者の決定

- (1) 墓地の区画毎に抽選を行い、それぞれの区画の使用者を決定します。
- (2) 抽選は令和3年5月28日（金）午前9時から知北平和公園組合管理事務所で公開して行います。なお、抽選時に必ず立ち会っていただく必要はありません。
- (3) 募集区画数を超える申し込みがあった場合は、次点者を抽選により最大で6人（4.0 m²の墓地2人、3.2 m²の墓地4人）決定します。

当選者が辞退された場合又は当選が取り消しとなった場合は、次点者のうち優先順位が高い方が繰り上げ当選となります。

なお、繰り上げ当選となった方が使用する区画は、辞退された方等が当選した区画となります。

- (4) 次点者として資格を有する期限は令和3年7月13日（火）までとします。

9 当選の通知

管理事務所及びホームページで発表するとともに、6月中旬に当選通知書を郵送させていただきます。

なお、当選された方以外は通知しませんので、ご了承ください。

10 申し込みから使用許可までの流れ

1 申し込み	令和3年5月12日（水）から5月21日（金）までの受付期間内に管理事務所にて申し込みしてください。
2 抽選	令和3年5月28日（金）午前9時から管理事務所において公開で行います。なお、抽選時に必ず立ち会っていただく必要はありません。
3 当選通知	当選された方には6月中旬に当選通知書を郵送します。
4 永代使用料等の支払い	令和3年6月30日（水）までに永代使用料及び令和3年度分の維持管理料を当選通知書に同封された納入通知書により納付してください。
5 使用許可	7月中旬までに墓地使用許可証を郵送します。

11 墓地使用にあたっての注意事項

(1) 墓地の区画内の維持管理は使用者が行うことになっていきますので、周囲の墓地に迷惑をかけないように定期的に清掃や除草を行ってください。

なお、それ以外の通路等の共用部は組合が維持管理を行います。

(2) 墓地の使用権を他の者に転貸し、又は譲渡することはできません。

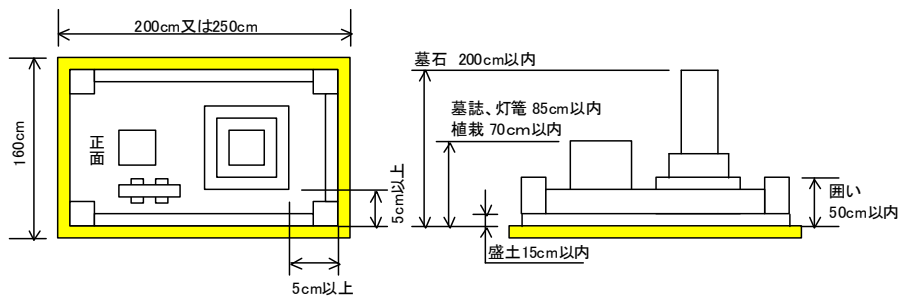
参考（墓標等設置基準）

墓標等設置基準

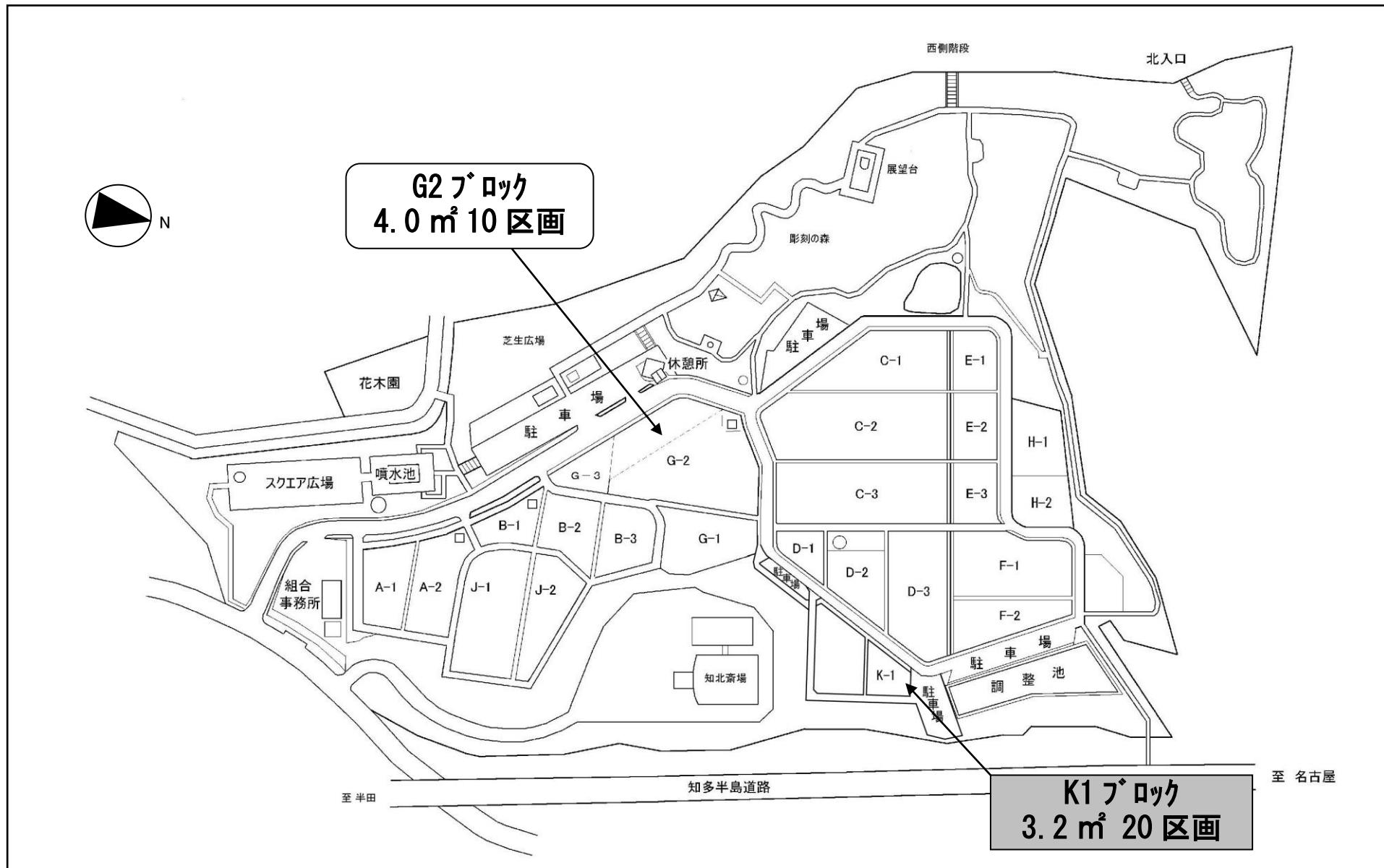
区 分	制 限 高
墓標の高さ	200 cm以内
墓標以外の設置物の高さ	85 cm以内
囲いの高さ	50 cm以内
盛土の高さ	15 cm以内
植栽の高さ	70 cm以内

- 1 墓標の建立は、1基のみです。
- 2 墓標その他これに類するものは、境界ブロックの内面から5 cm以上離して設置していただきます。
- 3 区画ブロックは、取り外しや移動はできません。
- 4 建立者名は、使用者以外は承認しない場合があります。
(連名可)

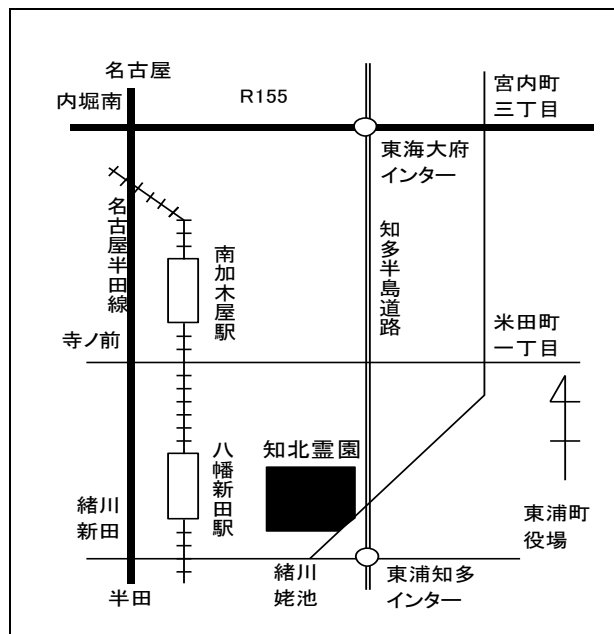
墓標等設置基準図



参考 令和3年度 知北霊園墓地使用者募集位置図（1次募集）



知北霊園案内図



お問い合わせ先

知北平和公園組合

〒474-0044

大府市桜木町五丁目118番地

電話 0562-48-5511

F A X 0562-48-5510

ホームページアドレス

<http://www.chihoku.or.jp>